

1 趣 旨

一生をもら同一職種に専念し、すぐれた技能をもって社会に貢献してきた人々の功績をたたえ、技能職者の技能水準の向上と職種の発展に資することを目的とする。

2 受賞者の資格（次の条件をすべて満たす人）

- ① 神戸市内に居住し、かつ市内に勤務している人。
- ② 年齢が満 5 6 歳以上の人（1 1 月 1 日現在）。
- ③ 同一職種での経験年数が 3 0 年以上（1 1 月 1 日現在）で、継続して現にその職種に従事している人。
- ④ 技能が特に卓越しており、他の技能者の模範と認められるなど、特に功績がある人。
- ⑤ 神戸市優秀技能者表彰を受けたことのある人は受賞から 1 0 年以上経ていること。
※平成 2 7 年度以前なら推薦可能です
- ⑥ 下記の「対象職種」に該当している人。

3 欠格事由

- ① 禁固以上の刑に処せられた人、また当該処分を受けた日から 5 年を経過していない人。
- ② 「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年 3 月 29 日条例第 29 号）」第 2 条に規定される暴力団員、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する人。

4 推薦者・推薦方法

- ・推薦者とは、市内の技能職団体、産業団体、または経済団体の代表者であり、当該団体を通じて、受賞候補者が表彰の対象となり得るかどうかを判断するために必要な情報を有し、神戸市長に対して推薦書類を提出する者を指します。
- ・推薦者は、「受賞者の資格」を有していることを確認し、推薦書及び必要書類を提出してください。

5 表彰の方法

受賞者に賞状・楯及び記念品を贈呈。

6 提出書類

原則として、すべてデータにてご提出ください。

- ① 推薦書（Excel 形式）
※記入例を確認の上、ご入力ください。
- ② 写真（jpg・png・pdf 形式のいずれか）
 - ・受賞者名簿に写真を掲載します
 - ・縦横比 縦 2：横 3
※受賞者名簿の写真の大きさを揃えるため、トリミングさせていただく場合があります。
 - ・普段作業している姿を写してください。カメラ目線不可。
 - ・写真に日付が入らないようにしてください。
 - ・データ名は「写真（職種名_氏名）」としてください。（例）写真（大工_神戸太郎）
- ③ 本人の住民票の写し（pdf 形式）※マイナンバーの記載がないもの
- ④ 承諾書（pdf 形式）
 - ・候補者本人が自署した上で、データ化したものを提出してください。
- ⑤ （該当者のみ）氏名等に含まれる外字等の画像データ
- ⑥ 産業団体・経済団体代表者からの推薦の場合は、推薦団体の概要がわかる資料（pdf 形式）
 - ・活動内容・組織体制（役員構成・従業員数）・HP の URL 等

7 提出期限等

提出期限：**令和7年8月18日（月）必着**

※厳守。期日までに連絡がない場合は、「該当者なし」といたします。

提出方法：**Email**により提出

提出先：経済観光局 経済政策課 技能職者表彰担当 Email:rodo_kobe@city.kobe.lg.jp

8 選考方法

神戸市技能職者表彰選考委員会で選考のうえ、市長が決定する。

※選考委員会（予定） 日時：令和7年9月頃 場所：三宮駅周辺会議室

9 表彰式（予定） 日時：令和7年12月頃 場所：神戸ポートオアシス

10 対象職種

分類	No	職種名
衣類関連	1	婦人子供服仕立職
	2	洋服仕立職
	3	和服仕立職
	4	靴製造工
飲食関連	5	パン製造工
	6	洋菓子製造工
	7	和菓子製造工
	8	煎餅製造工
	9	日本料理人
	10	西洋料理人
	11	中華料理人
	12	バーテンダー
建設関連	13	大工
	14	型わく大工
	15	とび職
	16	土工
	17	はつり工
	18	タイル張工
	19	石工
	20	ガラス工
	21	木工
	22	屋根職
	23	かわらふき工
	24	左官
	25	建築塗装工
	26	建築板金工

	27	配管工
	28	防水工
	29	住宅水回り設備取付工
	30	外装工
	31	サッシ工
	32	コンクリート圧送工
	33	あと施工アンカー工
	34	建設用機械運転工
	35	造園師
	36	鉄工
住宅関連	37	家具職
	38	建具職
	39	畳職
	40	表具師
	41	内装仕上工
電気関連	42	電気工事士
自動車関連	43	自動車整備士
	44	自動車板金工
	45	自動車塗装工
身の回りの品 関連	46	寝具仕立職
	47	貴金属加工士
	48	印章彫刻士
	49	時計修理工
	50	広告美術工
	51	写真師
生活衛生 サービス関連	52	クリーニング師
	53	理容師
	54	美容師
	55	美容師・着付師
運搬関連	56	こん包工
その他	57	その他

※1～56 以外の職種も表彰しています。

具体的な職種については厚生労働省「卓越した技能者(現代の名工)」の技能職者表彰実施要領別表「職業部門職業分類及び職種（例示）」をご参照ください。